

平成 21 年 11 月 5 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全 国 銀 行 協 会

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する
内閣府令（案）」等に対する意見について

今般、標記内閣府令（案）等に対する意見を下記のとおり取りまとめました
ので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ 有価証券報告書を株主総会前に提出することを可能とすることについて

日本公認会計士協会「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言—上場会社の財務情報の信頼性向上のために—」（平成 21 年 5 月 21 日）において、「提出の早期化を実現するに当たり、有価証券報告書の記載事項について簡素化も含め、投資家サイドの立場から情報の有用性の観点で見直しを検討する必要があると考えられる。」とあるとおり、有価証券報告書の株主総会前の提出を可能とする改正に当って、有価証券報告書ならびに有価証券報告書と併せて提出する確認書および内部統制報告書の作成負担の軽減、簡素化についての検討を要請する。

以 上